

（旅客自動車運送事業用自動車）

第五十条 旅客自動車運送事業用自動車は、第二条から第四十八条までの規定によるほか、旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し告示で定める基準に適合しなければならない。

(旅客自動車運送事業用自動車)

第77条 旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、保安基準第50条の告示で定める基準は、別添91「連接バスの構造要件」及び別添92「2階建バスの構造要件」に定める基準並びに次の各号に掲げる基準とする。

- 一 緩衝装置及び旅客の座席は、旅客に不快な振動、衝撃を与えないものであること。
- 二 客室は、適当な採光が得られるものであること。
- 三 客室には、適当な室内照明灯を備えること。
- 四 運転者席の側面の窓は、簡易な操作により、有効幅及び有効高さがそれぞれ270mm以上開放できる構造のものであること。

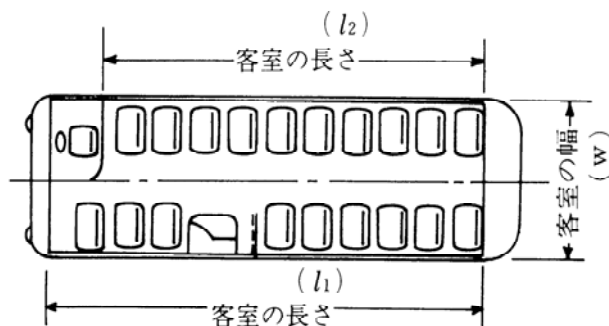
2 乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車にあつては、前項の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- 一 室内照明灯は、客室内を均等に照明し、その光源は、客室床面積（客室の長さ（客室の長さが左右で異なる場合は、その平均の長さ）に客室の幅を乗じて得た値をいう。） 1m^2 あたり5W（蛍光灯の場合にあつては2W）以上又はこれと同等以上の明るさであること。

(算式)

$$\text{客室床面積} = \left(\frac{l_1 + l_2}{2} \right) \times w$$

(参考図)



- 二 乗降口の踏段（幼児専用車の乗降口に備える踏段を除く。）は、その有効奥行きが300mm以上であること。ただし、最下段以外の踏段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち、350mm以上の部分についてその有効奥行きが300mm（次の上段までの高さが250mm以下のものにあつては、290mm）以上であればよい。

- 三 次項の自動車以外の自動車には、旅客の乗降の妨げとならず、かつ、車掌の業務に支障のないように車掌席を乗降口の付近に設けること。この場合において、車掌席は、立席又は座席とすることができる。

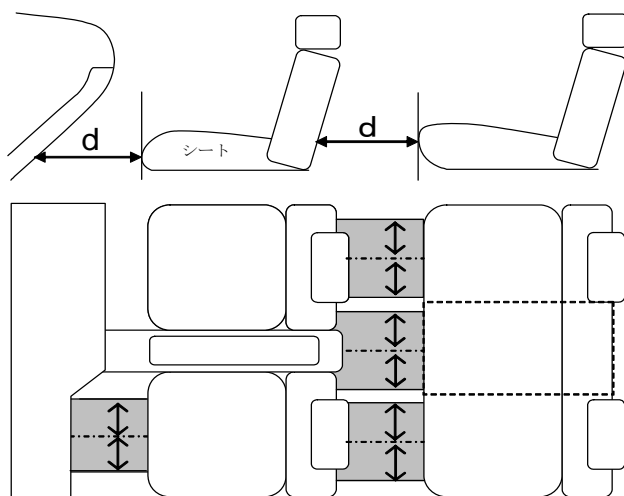
- 四 次項の自動車以外の自動車には、運転者席と車掌席との距離（それぞれ中心間の最短距離を床面に平行に計測した長さとする。この場合において、車掌席の位置が明らかでないものにあつては、車体の側面における乗降口開口部の後縁を車掌の位置とする。）が3m以上であるものにあつては、その間にブザその他の連絡装置（車掌から運転者に対して連絡できるものをいう。）を備えること。この場合において、ブザそ

他の連絡装置は、2箇所に乗降口があつて2名の車掌が乗車するような場合にあつては一方の車掌からの連絡は他の車掌の中継によるものであつてもよい。

- 五 とびらを開閉する装置が動力式である乗降口には、その付近に、故障時などに手動でとびらを開放できる装置を備え、かつ、その位置及びとびらの開放方法を表示すること。
- 3 乗車定員 11人以上の旅客自動車運送事業用自動車で車掌を乗務させないで運行することを目的とするもの(被牽引^{けん}自動車を除く。)は、前2項の規定によるほか、別添106「ワンマンバスの構造要件」に定める基準に適合しなければならない。
- 4 乗車定員 10人以下の旅客自動車運送事業用自動車は、第1項の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。
- 一 旅客の用に供する座席の前縁とその前方の座席、隔壁等との間げきは、200mm(当該座席が前方の座席と向い合っているものにあつては、400mm)以上であること。
 - 二 乗降口のとびらを開放する操作装置又はその付近には、とびらの開放方法を表示すること。
 - 三 運転者席及び自動車の側面に隣接する座席には、第31条の基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えること。
- 5 第4項第1号の間げきは、座席の中央部から左右 190mmの間(補助座席にあつては左右 150mmの間。)における当該座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等(当該座席への着席を妨げない部分的な突出を除く。)までの最短水平距離とする。この場合において、座席の調整機構は次に掲げる状態とするものとする。
- 一 リクライニング機構を有する座席にあつては、背もたれを当該座席の鉛直面から後方に 30°まで倒した状態
 - 二 スライド機構等の調整機構を有する座席にあつては、間げきが最小となるように調整した状態。ただし、運転者席と並列な座席の前縁からその前方の隔壁等までの間げきに限り、当該座席とその後方座席との間げきが最小となるように調整した状態でもよいものとする。

(例)座席の間げき

d:間げき



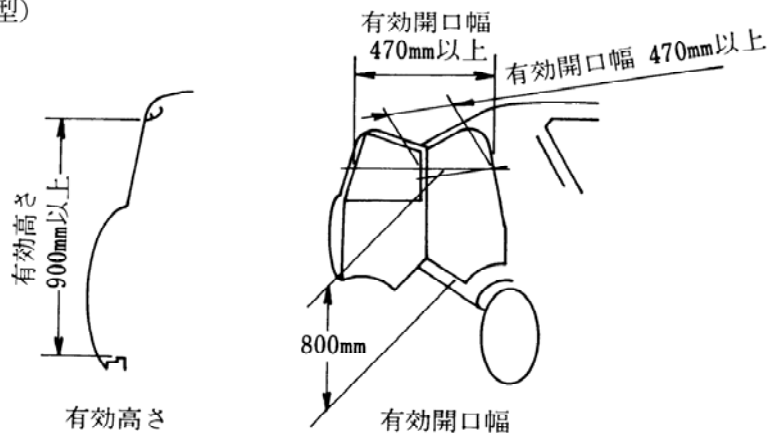
(旅客自動車運送事業用自動車)

第155条 旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、保安基準第50条の告示で定める基準は、別添91「連接バスの構造要件」及び別添92「2階建バスの構造要件」に定める基準並びに次に掲げる基準とする。この場合において、旅客自動車運送事業用自動車はその構造装置の変更を伴うことなく旅客自動車運送事業の用に供しなくなったものについては、保安基準に適合しなくなるおそれはないものとする。

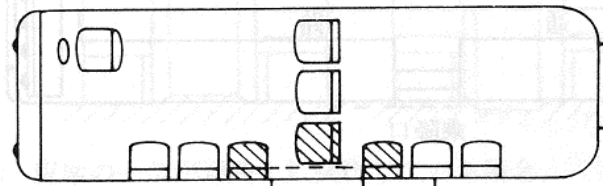
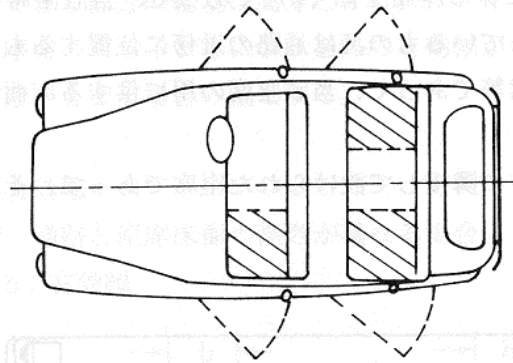
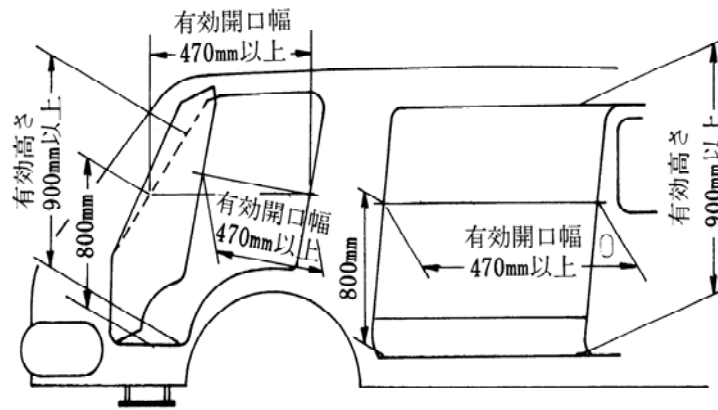
- 一 緩衝装置及び旅客の座席は、旅客に不快な振動、衝撃を与えないものであること。
- 二 客室は、適当な採光が得られるものであること。
- 三 客室には、適当な室内照明灯を備えること。
- 四 運転者席の側面の窓は、簡易な操作により、有効幅及び有効高さがそれぞれ270mm以上開放できる構造のものであること。
- 五 乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口（運転者のみの用に供するものを除く。）は、有効高さ900mm以上、有効開口幅（とびらを最大に開放した場合の乗降口の下縁から800mm上方の水平面上における最小の開口幅をいう。以下同じ。）470mm以上であること。この場合において、次に掲げる座席であって乗降口から容易に着席できるものは、乗降口から直接着席できる座席とし、乗降口の有効高さ及び有効開口幅は、乗降口として有効に利用できる部分の高さ及び幅とする。
 - (1) 乗降口に隣接して設けられた座席
 - (2) (1)の座席の側方に隣接して設けられた座席であって、定員2名分までのもの

(参考図)

(箱型)



(ステーションワゴン型)



乗降口

(注) 斜線部は、乗降口に隣接して設けられた座席を示す。

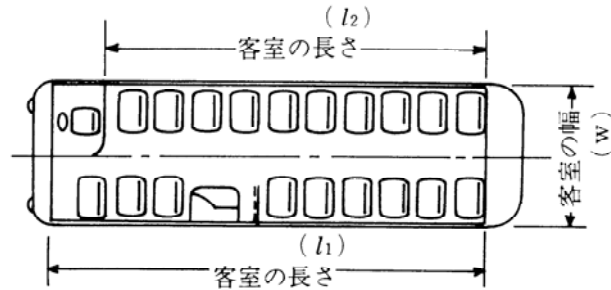
2 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車にあつては、前項の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- 一 室内照明灯は、客室内を均等に照明し、その光源は、客室床面積（客室の長さ（客室の長さが左右で異なる場合は、その平均の長さ）に客室の幅を乗じて得た値をいう。） 1m^2 あたり 5W （蛍光灯の場合にあつては 2W ）以上又はこれと同等以上の明るさであること。

(算式)

$$\text{客室床面積} = \left(\frac{l_1 + l_2}{2} \right) \times w$$

(参考図)

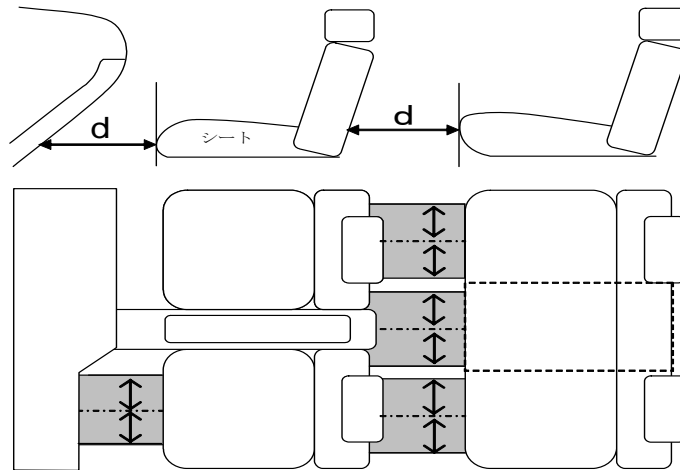


- 二 乗降口の階段は、その有効奥行が 300mm 以上であること。ただし、最下段以外の階段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち 350mm 以上の部分についてその有効奥行が 300mm (次の上段までの高さが 250mm 以下のものにあつては、290mm) 以上であればよい。
 - 三 次項の自動車以外の自動車には、旅客の乗降の妨げとならず、かつ、車掌の業務に支障のないように車掌席を乗降口の付近に設けること。この場合において、車掌席は、立席又は座席とすることができるものとする。
 - 四 次項の自動車以外の自動車には、運転者席と車掌席との距離（それぞれ中心間の最短距離を床面に平行に計測した長さとする。この場合において、車掌席の位置が明らかでないものにあつては、車体の側面における乗降口開口部の後縁を車掌の位置とする。）が 3 m 以上であるものにあつては、その間にブザその他の連絡装置（車掌から運転者に対して連絡できるものをいう。）を備えること。この場合において、ブザその他の連絡装置は、2 箇所に乗降口があつて 2 名の車掌が乗車するような場合にあつては一方の車掌からの連絡は他の車掌の中継によるものであつてもよい。
 - 五 とびらを開閉する装置が動力式である乗降口には、その付近に、故障時などに手動でとびらを開放できる装置を備え、かつ、その位置及びとびらの開放方法を表示すること。
- 3 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車^{けん}で車掌を乗務させないで運行することを目的とするもの（被牽引自動車を除く。）は、前 2 項の規定によるほか、別添 106 「ワンマンバスの構造要件」に定める基準に適合しなければならない。
 - 4 乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業用自動車は、第 1 項の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。
 - 一 旅客の用に供する座席の前縁とその前方の座席、隔壁等との間げきは、200mm（当該座席が前方の座席と向合っているものにあつては、400mm）以上であること。
 - 二 乗降口のとびらを開放する操作装置又はその付近には、とびらの開放方法を表示すること。
 - 三 運転者席及び自動車の側面に隣接する座席には、第 109 条の基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えること。

- 5 第4項第1号の間げきは、座席の中央部から左右190mmの間（補助座席にあつては左右150mmの間。）における当該座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等（当該座席への着席を妨げない部分的な突出を除く。）までの最短水平距離とする。この場合において、座席の調整機構は次に掲げる状態とするものとする。
- 一 リクライニング機構を有する座席にあつては、背もたれを当該座席の鉛直面から後方に 30° まで倒した状態
 - 二 スライド機構等の調整機構を有する座席にあつては、間げきが最小となるように調整した状態。ただし、運転者席と並列な座席の前縁からその前方の隔壁等までの間げきに限り、当該座席とその後方座席との間げきが最小となるように調整した状態でもよいものとする。

(例)座席の間げき

d:間げき



(旅客自動車運送事業用自動車)

第 233 条 旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、保安基準第 50 条の告示で定める基準は、別添 91「連接バスの構造要件」及び別添 92「2 階建バスの構造要件」に定める基準並びに次の各号に掲げる基準とする。

- 一 緩衝装置及び旅客の座席は、旅客に不快な振動、衝撃を与えないものであること。
- 二 客室は、適当な採光が得られるものであること。
- 三 客室には、適当な室内照明灯を備えること。
- 四 運転者席の側面の窓は、簡易な操作により、有効幅及び有効高さがそれぞれ 270mm 以上開放できる構造のものであること。

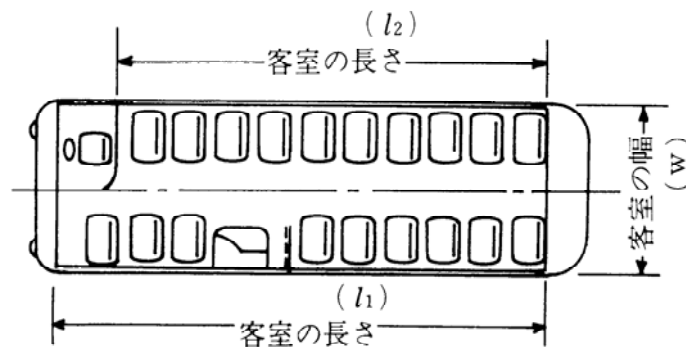
2 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車にあつては、前項の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- 一 室内照明灯は、客室内を均等に照明し、その光源は、客室床面積（客室の長さ（客室の長さが左右で異なる場合は、その平均の長さ）に客室の幅を乗じて得た値をいう。） 1m^2 あたり 5W（蛍光灯の場合にあつては 2W）以上又はこれと同等以上の明るさであること。

(算式)

$$\text{客室床面積} = \left(\frac{l_1 + l_2}{2} \right) \times w$$

(参考図)



二 乗降口の踏段（幼児専用車の乗降口に備える踏段を除く。）は、その有効奥行が 300mm 以上であること。ただし、最下段以外の踏段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち 350mm 以上の部分についてその有効奥行が 300mm（次の上段までの高さが 250mm 以下のものにあつては、290mm）以上であればよい。

三 次項の自動車以外の自動車には、旅客の乗降の妨げとならず、かつ、車掌の業務に支障のないように車掌席を乗降口の付近に設けること。この場合において、車掌席は、立席又は座席とすることができるものとする。

四 次項の自動車以外の自動車には、運転者席と車掌席との距離（それぞれ中心間の最短距離を床面に平行に計測した長さとする。この場合において、車掌席の位置が明らかでないものにあつては、車体の側面における乗降口開口部の後縁を車掌の位置とする。）が 3 m 以上であるものにあつては、その間にブザその他の連絡装置（車掌から

運転者に対して連絡できるものをいう。)を備えること。この場合において、ブザその他の連絡装置は、2箇所に乗降口があつて2名の車掌が乗車するような場合にあっては一方の車掌からの連絡は他の車掌の中継によるものであつてもよい。

五 とびらを開閉する装置が動力式である乗降口には、その付近に、故障時などに手動でとびらを開放できる装置を備え、かつ、その位置及びとびらの開放方法を表示すること。

3 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車^{けん}で車掌を乗務させないで運行することを目的とするもの(被牽引自動車を除く。)は、前2項の規定によるほか、別添 106 「ワンマンバスの構造要件」に定める基準に適合しなければならない。

4 乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業用自動車は、第1項の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。

一 旅客の用に供する座席の前縁とその前方の座席、隔壁等との間げきは、200mm(当該座席が前方の座席と向い合っているものにあつては、400mm)以上であること。

二 乗降口のとびらを開放する操作装置又はその付近には、とびらの開放方法を表示すること。

三 運転者席及び自動車の側面に隣接する座席には、第187条の基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えること。

5 第4項第1号の間げきは、座席の中央部から左右 190mm の間(補助座席にあつては左右 150mm の間。)における当該座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等(当該座席への着席を妨げない部分的な突出を除く。)までの最短水平距離とする。この場合において、座席の調整機構は次に掲げる状態とするものとする。

一 リクライニング機構を有する座席にあつては、背もたれを当該座席の鉛直面から後方に 30° まで倒した状態

二 スライド機構等の調整機構を有する座席にあつては間げきが最小となるように調整した状態。ただし、運転者席と並列な座席の前縁からその前方の隔壁等までの間げきに限り、当該座席とその後方座席との間げきが最小となるように調整した状態でもよいものとする。

(例)座席の間げき

d:間げき

